

## 大津市会計年度任用職員募集要項

### 【職種：一般事務 2 種 建築課】

令和 8 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1 人(週 31 時間勤務)

2 募集職種 一般事務 2 種：建築課

3 業務内容

- 学校用地、住宅用地等の土地造成工事に係る設計及び開発許可申請、監督員としての現場監督及び検査に関する業務。
- 土地造成等に係る小額工事の単価査定に関する業務
- 滋賀県土木単価受理及び作成に関する業務
- その他上記業務に係る書類作成業務（執務室でのパソコン作業）

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

- (1) パソコン（ワード・エクセル・I J C A D）の操作が行えること
- (2) 現場対応を含む窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること
- (3) 地方公共団体等において土木工事等に係る業務経験を 3 年以上有すること（設計、施工、工事監督や監理など）
- (4) 業務に公用車の運転が必要であるため「運転免許取得後 1 年経過」していること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和 8 年 1 月 21 日（水）から令和 8 年 2 月 4 日（水）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡または窓口までお越しください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を貼付した履歴書

③資格を有している場合は、資格を取得していることを証明できる書類（免許証明書の写し、  
資格者証の写し等）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範  
囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連絡先】大津市建設部建築課 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-536-2787

住所：大津市御陵町 3 番 1 号 本館 4 階

## 7 選考日時及び選考会場

令和 8 年 2 月 9 日（月）13 時 30 分 建築課へ 13 時 20 分までに集合

## 8 選考方法

面接試験

※上記 6 に記載の書類を選考当日の持ち物をお持ちください。

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 採用後 1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所本庁 建設部建築課
勤務地変更の可能性	1 あり → ( ) ② なし
勤務日	週 4 日（月曜日～金曜日のうち 4 日間）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日 月曜日から金曜日のうち 1 日（※曜日は相談に応じます） 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇 1 年目 10 日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週 31 時間勤務（1 日 7 時間 45 分 × 週 4 日）8 時 40 分～17 時 25 分 休憩 60 分
基本給	週 31 時間勤務 月額 184,118 円～205,286 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年 2 回 年間最大 4.65 月分、支給基準に沿って在職期間、成績率

	に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 當利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたすおそれがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：当月 20 日</li> <li>・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。</li> </ul>